



福井 節子 議員

いちご農園補助金問題 の事実解明を

問

告発文書を関係者が県庁に持ち込み、
県は市に連絡をしたと聞くが、
その事実は確認できるか

答

確かに県から市に郵送されたことを確認
しており、市の顧問弁護士にお渡しして
います

答

農林水産部長

当該文書については、確かに
県から市に郵送されたこと
を確認しております。文書に
ついては、市の顧問弁護士に
お渡しし、現在、市にはござ
いません。

問

党議員団は関係者から告発
を受け、それに伴う資料を受
け取った。真意を確認するた
め、弁護士を伴い告発者と面
談した。「いちご農園補助事
業の詐欺的行為に該当してし
まい、詐欺幫助に当たるので
はないかと自責の念にある」
と、二重契約書やお金の還流

私の手元には、施工関係者
から届いた告発文書、2つの
見積書・県の公開文書、横浜
地裁の訴訟記録などがある。
横浜地裁の訴訟記録は、補
助事業者であった(株)風車と、
建設施工事業者であった(株)
COSMOとの係争資料だ。
この資料は重大で重要な資
料であり、これを前提に質問
する。

問

しかし、これまで市は、こ
うした資料の存在を認める発
言は一切なく、公文書請求で
も「不存在」とされてきた。
今回、初めてその存在が明ら
かになった。重大なことだ。
まず弁護士から返還を求め
て、公文書として市が保持さ
れるよう求めたい。事実解明

答

市長

にも重要な内容と思われるこ
とから、プロジェクトチームで
しっかりと検証していただきた
いかどうか。

当該資料につきましては、
庁内で聞き取りをしたところ
市から弁護士に渡したところ
とですので、顧問弁護士から
返却をいただき市の公文書と
して保持し、プロジェクトチ
ームの検証の対象といたします。

その他の質問

- ・ 買い物困難者の現状と今後の
対策を問う
- ・ 高島市民病院の果たす役割に
ついて

